

○神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

私も小学校の教員を二十一年間やってまいりました。しかし、既に学校現場を離れて、数えてみますと三十年、いや、三十年もないかな、二十年ほどたっております。一九七〇年からでした。離れたのが九六年ですので、二十年ぐらいですね。

学校教育法の改正ということで、この前、十日町市の下条小・中学校に視察に行かせてもらいまして、先生方や子供たちの姿を見ながら、本当に一緒にやっていくというか、子供の育ちをずっと見られるというのはいいなというよりは正直感じました。ただ、自身の経験から言いますが、戦後、自身の経験は小学校六年生、中学校三年生、その小学校の間子供に寄り添ってきたという経験なんですが、この六三制しか経験がないんですね。今回の小中一貫教育を行うための義務教育学校をこの一条項に加える、新しい学校種をつくるということについて見てはきましたけれども、制度的にこれをしていくことは本当に新しい経験ですので、非常に不安とか懸念がございます。

その前に、私、小学校の三、四年生を受け持った子がもう三十年ほど前になるんですけども、この間、この資料を読みながら思い出したことがございます。中学校二年生になった女の子の御両

親から電話があつて、私はもちろん隣の市にもう異動して、子供とも離れて長かったんですが、子供が学校に行けなくなりそうだという事で先生に会いたいという御両親からの電話がありまして、じゃ、いついつの日曜日どうぞということで、御両親に連れられて中学二年生にもうなっている女の子が私のアパートに参りました。先生と二人っきりで話したいと言うからということで、御両親は下で車で待つていらしたんですけども。

その子の話によると、中学校に行つて一年生のときは良かったんですけども、二年生になって急に授業の中で、その子はとても活発な女の子だったんです、小学校のときは。授業中でも何でも質問をしたり、友達と交流をしたりができたんですけども、そのまんま上がっていったら、おまえ質問するなよ、授業が進まないじゃないかと周りの子から言われると。それで、お掃除とかいろいろ活動の中で活発に友達、男女を問わず注意したり、こうやろうよというようなことをやるリーダー的な女の子だったんですが、それが出しゃばりだと言われるというようなことがどんどん重なっていつて、あんなに元気だった子が本当に沈んで表情も全くもう消えてしまうような状態になっておりました。部活動においても、テニスに入っていたけれども、ペアを組んでくれる人がいない、おまえは駄目だと言われて、女の子からも排除さ

れるというようなことで、本当に精神的に参つてしまつて、御両親は何度も会社休んで担任の先生と話をしたりしてきたけれども、もうこれ以上学校に行けないというふうになっているから、先生に会いたいというその一言にすがつて連れてこられたわけですね。

私もどうしていいか分からなくて、もうその子と世間話というか、その後どうだったとか、あの子はどうしているかなとかいう話をしながら二時間ほど話をして、ただ、私としては、あなたが三、四年生のときにあんなにきらきら輝いて、あなたが授業中に質問することも友達を注意することも、それはとても大事なことで、その個性を責める方が悪いんだということで、私はもうそのことだけをその子に伝えたいですね。

それから、それが終わった後、もう高校を卒業した頃、もう一度ほかの教え子とも一緒に会ったんですが、そのときはもうすっかり元気になつていて、何がどうなつて変わったのか分かりませんが、けれども、そういう意味では、私はその話を受けて中学校の先生にどなり込みに行こうかと本当に気持ちのがはやつたんですけども、いやいや、それは中学校は中学校のやり方があるという思いで、小学校のやり方、文化と、中学校の文化のギャップをととても感じました。

ですから、小学校と中学校の教職員の意識改革

というようなものがありますけれども、そういったものを本当に連携、交流しながらお互いの良さとそれからお互いの行き過ぎた指導の在り方というものを、何というか、見直していくということはとても重要だと思います。

ですから、小中一貫教育ということで連携を強めていくということは、私は本当に、九年間あるいは高校に行つて十二年間、子供の育ちをずっと見守り、寄り添っていくということは大事だとは思いつつ、先ほど言いましたように、義務教育の六・三制という、戦後七十年間、日本はその制度でやってきたわけですし、諸外国から日本の義務教育というのは高く評価をされているということがあります。ほかの国で五四三とか五三四とか五四四とか様々な学制を取っているところも、今、六三三に行き着いているというようなことも読んだことがございます。

そこで、大臣に質問したいんですけども、この戦後の日本の教育というのは、新しい憲法ができて、教育基本法ができて、その下で、平和と民主主義の国家建設のためにということでこの義務教育が果たしてきた役割というのはとても大きいものだと思います。

その義務教育の中でも単線型で、先ほど二之湯先生もおっしゃっていましたように、日本全国どこに生まれ育っても、どんな地域でどんな家庭に

生まれ育っても、全ての子がひとしく教育を受ける機会が与えられる、教育を受ける権利を行使できる、しかも、一定水準以上のものが受けられるというようなこの単線型と教育の機会均等というのが私は世界に冠たる日本の義務教育制度だと思いますけれども、今回、新たな学校種を設けるということはその根幹が変わるのではないかというような懸念も持ちつつなんですが、大臣にまず、この戦後の日本の教育制度、特に学制が果たしてきた役割についてどのように評価されているか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 冒頭、神本先生から小学校の先生のお話がありました、それで、私も走馬灯のように小学校の先生の思いが先生のお話をお聞きしながら巡ってきたんですけども、小、中、高、大学という中で、やっぱり小学校の先生の情愛というのが今でも一番強く残っておりまして、私は小学校三年生のときに父が交通事故で亡くなって隣町に転校したということで、すぐ近くだったんですが、小学校三年生の担任の先生の先生が、私もその転校した先に後で転勤して行くからというふうに言ってくれたぐらい物すごく思いを持っておられた先生なんです。それだけ、何とかしてあげたいと。実際はそのとおりにはなりませんでしたが、でも、それぐらい思いを持って、その先生だけじゃなくて、小学校

の先生は一人一人の子供に対して思いを持っておられて、神本先生もそういう思いを持っておられたから、中学生になっても相談に来られたのではないかとふうに思います。

事ほどさように、小学校のときの先生と、それから中学校に入つて、私も、中一ギャップにはありませんでしたけれども、中一に入って、田舎の中学校のときでも、相当、小学校のときのような甘い学校環境じゃないんだ、もう中学生だったら半分大人だからもうびびり厳しくやるんだということ、意図的にはなかったんですけど、相当小学校のときの環境と中学校のときの教師の対応というのは違ひまして、物すごく厳しく感じましたね。

ですから、この小学校、中学校の先生がそれぞれいいところをもつと、一つの文化でもあると思えますが、それを情報交換することによって、子供がもっと素直に自然に伸び行くような環境をつくっていくということは必要ではないかということとを私はこの義務教育学校の中で感じている要因の一つでもあります。

そして、今、戦後教育そのものを、我が国の教育をどう評価するかということでの御質問になりますが、昭和二十二年の教育基本法制定を始めとする戦後の初等中等教育制度には、基本的に全員に単一の学校系統を用意する六三三制の学校体系、

また、自治体の財政力にかかわらずひとしく義務教育の質が確保できるようにするための義務教育費国庫負担制度、また、中立公正な地方教育行政が行えるための教育委員会制度など、各種制度の整備により、全ての児童生徒が能力に応じてひとしく教育を受けられるという教育の機会均等の実現を目指し、充実発展が図られてきたと思います。

また、平成十八年の教育基本法の改正に代表されるよう、時代の変化に適切に対応するため、これまででも不断の教育改革が取り組まれてきたところでありますが、初等中等教育に係る制度は我が国社会の発展に大きく寄与してきたと認識しておりますし、世界の中でも日本の義務教育は高く評価されているものと、諸外国に行くとき改めて、この国に行ってもそういうふうには評価されず、また改めて感じるところでもございます。

そして、本法案も、これまでの学校教育の成果を踏まえつつ、変化する時代を生き抜くために必要な思考力、判断力や主体性を子供たちが身に付けられるよう、学校制度を柔軟かつ効果的なものとする必要性を踏まえて提出させていただいております。これからの時代の多様化社会の中で、義務教育も基礎基本、そして原理原則、また公正公平、そういう視点をきちんと担保しながら、一方で、子供にとってのより良い環境づくりの一つとして制度設計したものであり、本質そのものが

変わるということはないというふうには考えているところであります。

○神本美恵子君 小学校の経験をお話しいただいて、共感いただいたところはとても有り難いと思いますか、そうなんですけれども、安倍政権が進めようとしている教育改革、学制改革ですね、第一次安倍政権のときに、先ほど小松局長の方から、今回の一貫校があちこちで進められているその動機というのの、それに今回制度化する理由として、教基法、教育基本法が改正されて、小中学校、義務教育の目標が定められ、その目標について進めていく、あるいは英語教育が小学校から入ってきて、その一貫した教育というような理由が挙げられていますように、第一次安倍政権、この第二次安倍政権、特に教育再生会議というところが様々な提言を出してこれまで進めてきている。中高一貫はその前からですけども、中高一貫校あるいは国家戦略特区で今提案されている公設民営学校、あるいは今回の小中一貫校など、義務教育段階に関わるようなところでの様々な制度改正が行われようとしております。

一体、この教育再生会議を含む安倍政権は、その中の担当大臣である下村大臣は、この国の教育制度、教育改革をどのような方向で持っていこうとされているのかということをまず、もうお役人が作ったのではなくて、下村大臣そのものが、こ

れまでの御自身の教育経験あるいは政治家としての経験も含めて、教育改革、学制改革をどのように進めようとしていらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（下村博文君） 私の考える教育の本質の部分というのは、その調査が日本青少年研究所で出されているんですけども、日本と中国と韓国とアメリカの意識調査ですね、この中で、日本の高校一年生の自分に対する評価、自分は駄目な人間だと思う、自分は駄目な人間だと時々思うことがあると、これにイエスと答える高校生、日本の高校生が八四％いるんですね。アメリカは五〇％台、中国、韓国は三〇％台。日本も元々この調査をし始めた一九九〇年頃は三〇％台ぐらいだったんですが、自己否定感がどんどん増えているんですね。

この子供たち、つまり八四％の子供がそのまま大人になったら、この子供たちは幸せな人生を送れるんだろうかということに対して私はすごい危惧を持っています、つまり教育は何のためにあるのかと考えると、それは子供たちのためにあると思うんですね。その子供たちというのは、そういう自己否定感とか自信のなさとかそういうのではなくて、自分がこの世に生きてきて存在するということによって、人生に対する喜びとか幸せとか、それを感じるような人生を送ってもらい

たい。そのためには、教育が必要だと思えます。

ですから、教育というのは、一人一人の子供たちが持っている潜在能力、それを最大限引き伸ばす。潜在能力というのは、これは人によって違います。夢とか志も人によって違うと思えます。ですから、画一、均一ということではなく、元々子供たちが持っているような潜在能力を最大限伸ばして、そしてお互いに認め合いながら、また、社会に貢献しながら自己実現をしていくと。

自分だけいいということでは、やっぱり幸せだという人生は送れない。社会に役に立つ。家族に対しても、人に対しても、地域に対しても、国に対しても。そういうような、仕事を通じて、あるいは自分のいろんな生き方を通じて、自己実現を図り、そして一人一人がより幸せに、より良く生きていくことができるような手だてを教育の中でどう進めていくかが問われていると思えます。

ですから、今、安倍内閣が進めているこうという教育改革というのは、別に国家主義的な、あるいは右傾化とよく批判されますが、そういう視点ではなくて、つまり支配者が目指すべき教育を考えると、つまりそういう視点ではなくて、一人一人の子供の視点に立ったときに、何が今問題なのかと。そのことを考えると、今の学校制度の中でドロップアウトしてしまって落ちこぼれで居場所がなくなっている、これ発達障害も含めてそう

ですし、一方で物足りない子供たちもいるんですね。

それぞれの子供たちが自分が生きている実感を感じながら自分の能力を伸ばす、そのときそのときに伸ばしていくような、そういう教育環境づくりをつくっていくということが必要だと思えますし、そのためには、より多様化しながら、その子に合ったような教育、そういうことでは、やっぱり教員の数なんかもですね、よりきめ細かな教育をするということが一人一人の子供たちを伸ばすということにつながりますから、チーム学校という話もありましたが、教員含めた体制もより充実をさせると。

そういう子供たちが一人一人の能力を育むような教育をして世の中に役に立つような人材になることが結果的には国の豊かさになるわけで、つまり、国家の豊かさを先につくるのではなくて、一人一人の豊かさを先につくることによって結果的に国が豊かになるような社会をつくっていくと、それが今目指す教育改革であります。

○神本美恵子君 教育の内容に関わってというよりも、今私が申し上げた事例は、学制ですね、六三三四制という今の学制をどのように改革しようとしているのかと。

ある意味、私は、市場原理といえますか競争主義が、多様化、柔軟化ということで競争が義務教

育段階に持ち込まれようとしているのではないかと、という問題意識で改めてお聞きしますけれども、二〇一四年の七月に再生会議が提言した中では、小中一貫校、あるいは高校の早期卒業、五歳児就学前教育の義務教育化、あるいは学校段階の区切りの方、五三四とか五四三とか四四四というような、そういう在り方について検討するべしという提言があっております。

その中の一つとして、今回、小中一貫校が学校教育法的一条に位置付けられているのではないかと、思うんですけれども、その中には飛び級や留年の導入なども今後の改革として視野に入っているのかということが一点と、もう一つは、衆議院の議論の中で、この義務教育学校を制度化することによって今後どのような方向性を目指していらっしゃるのか。

答申では、小中一貫教育の優れた取組の全国展開という言葉がございます。それから、大臣が衆議院で答弁されたことは、全ての自治体で全ての学校を対象にその方向が望ましいと答弁されております。また、別の質疑者に対しては、各自自治体で少なくとも一つはつくっていただきたいというふうにも大臣は答弁されている。局長は一方で、各自自治体で少なくとも一つはつくっていただきたい。あつ、違う、これも大臣です。局長は、各自自治体の主体的判断、これは一つの選択肢を増やす

形でありますという御答弁で、ここには今後の方向性としてそこがあるように私には見えるんですけども、全ての市町村、自治体で全ての学校を対象に義務教育、一貫校にいく方向を目指しているのか、それとも多様化、柔軟化ということを選択肢の一つなのか、その辺りは、大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣（下村博文君） 二つ御質問があつたと思いますが、飛び級、留年の件ですね。これは教育再生実行会議の中で、先ほど私の方で答弁させていただいたように、一人一人の子供たちの持っている潜在能力を最大限に引き伸ばして、そして互いを認め合つて社会に貢献しながら自己実現を図る。一人一人が幸福により良く生きられるような手だてという意味でいえば、みんなが同じことをやっているということではなくて、その子を持つている能力を引き出すということであれば、それは優秀な子は飛び級というのがあってもいいというふうに思いますし、また、そういう制度設計については教育再生実行会議で議論、提言をされているところでもあります。

ただ、留年ということについては、これは一定基準を設けて、それにクリアしなかったら留年、落第ということについて、我が国においては、諸外国でそういう国もかなりありますけれども、我が国においては、これはいろんな議論があるところ

でありまして、義務教育の中でそれを導入するのは、これは望ましくない。大学の中では、大学においては、これは今後アドミッションポリシー、入学試験、それからカリキュラムポリシー、どんな教科にするか、それからディプロマポリシーの中で学位、ですから、このディプロマポリシー、学位の中でこれをクリアしなかったら留年させるというように、社会に対して大学教育が責任を持つという意味での大学教育におけるそういう基準をクリアするかしなにかによって留年するということは、これは議論として今深めているところでもあります。義務教育における留年というのは、これは教育再生実行会議でも今回対象になつておりません。

それから、今回の義務教育学校であります。私が衆議院でも答弁させていただいたのは、ちょっと正確に申し上げますと、この法律を作るということは、これは今までの六三制も否定はしません、しかし、この制度設計を、先ほどお話がありましたように、千百三十校で既に実践している中で成果、効果が上がっている、ですから是非これを法律化することによってより義務教育学校が各自治体でやりやすいようにしていただく、いいものとして国会で法案としてお願いしているわけですから、各自治体で是非取り組んでいただきたい。その中で全ての小中学校を義務教育学校に変える

必要があるとは申し上げたつもりは全くありません。

ただ、せっかくそういう法律を通すわけですから、各自治体、一つ、一校ぐらいは少なくとも義務教育学校については是非検討していただきたいというのが私の思いでありまして、小松局長の答弁というのは、最終的には、設置主体がこれは国ではなくて、義務教育についてはこれは教育委員会です。ですから教育委員会が判断することであるので、必ずつくらなくちゃいけないということをこれは文部科学省として言える立場ではない、教育委員会が判断することだ。

私が言っているのは、しかし法律を作るわけですから、これはお願いでありますけれども、是非各自治体として、教育委員会としてこの義務教育学校に対して是非検討していただいて、一つはつくるといふ、そういう前向きな検討は是非していただきたいということ。衆議院の中で答弁をさせていただいたということでもあります。

○神本美恵子君 ちよつと一つ確認したいんですが、義務教育のところ、留年は駄目だけれども、飛び級はオーケーとおっしゃったんですかね。

○国務大臣（下村博文君） 失礼しました。義務教育においても、飛び級とか留年というのは、教育再生実行会議では対象にしておりません。議論としての対象にはしていないということです。

○神本美恵子君 一つの自治体の中で、少なくとも全ての自治体の中で一つはつくってほしいというような、そういう方向性が示されたんですけれども、今そういう制度化しないとどうしてもできないことは何かということもお聞きしたかったんですが、先ほど二之湯委員の質問に答えられませんでしたので、そこはちょっと飛ばしたいと思うんですけれども。

やはり、一つの選択肢としてこの形がつけられると、自治体の中に義務教育学校と従来の小学校、中学校、そのままの学校とが存在する場合がありますよね。今もそうですけれども。そうなるのと、例えば中高一貫教育を行う中等教育学校ではやはり受験エリート校化するんではないかというようなことで、制度導入のときに衆参両院で附帯決議が付けられておりました。受験エリート校化や学校間格差を助長することがないようにとか、受験競争の低年齢化を招くことがないようにとの附帯決議がなされておりましたけれども、実際には、御承知のように、中等教育学校や中高一貫の学校ではそういうことが起きている、あるいは東京に特に顕著に現れているというふうに聞いておりますけれども、出ている。

今回の義務教育学校の制度についても、それ自体はそういうことを目指しているわけではもちろんないでしょうけれども、全国学力テストや特に

学校選択制と結び付いたときにエリート校化する懸念はないのか、あるいは義務教育学校がエリート校化して、選択制になって、そこにそういう人たちが集中していく、こうなると、義務教育、小学校、中学校の段階で学校間序列が付いたり、格差ができたりする。

特に、施設一体型の学校が一つの自治体の中にできた場合に、そこは恐らく施設一体の新しい校舎を造るでしょうし、立派な校舎が多分できるでしょう。そうなると、やっぱりあの学校に行きたいというふうになって、これは制度的には就学指定をするというふうになっていきますが、学校選択制が導入された場合にはそこが崩れていくというような懸念があるんですけれども、それについて、エリート校化しないという制度設計あるいは運用上の留意点について具体的にお示しをいただきたいと思えます。

○国務大臣（下村博文君） 市町村立の義務教育学校は、小学校、中学校と同様に就学指定の対象とすることを予定しているため、入学者選抜は行われません。また、学校選択制でありますけれどもあくまで就学指定の手続の一つとして行われるものであり、特定の学校に入学希望者が集中した場合の調整に当たっては、就学指定の基本的な仕組みを踏まえ、学力による入学者選抜が行われることはないということでありませぬ。

また、義務教育学校の教育は、小学校、中学校の学習指導要領を準用することとしておりまして、学習指導要領に示された内容項目を網羅して行われることになりませぬ。

これらを踏まえますと、今回の制度化によって、エリート校をつくるということではありませんが、小中一貫教育を通じた学校の努力による学力水準の向上や、あるいは学校段階間の接続に関する優れた取組の普及によって公教育全体の水準向上を期待することはできると思えます。しかし、それは義務教育学校をエリート化するということではないし、またそういう制度設計ではないということでありませぬ。

○神本美恵子君 もちろんエリート校化することを目指してつくられるものではないということは、そこは信じておりますけれども、結果ですから、結果そういうことが中高一貫でも起きているのではないかと、小中一貫でそれが起きないという担保があるのかということをお伺いしたんですけれども、今の御説明ではちょっと私自身は納得できないといえますか、懸念は拭えないということをおし上げて。

やはり、複線化になるのではないかということと、そのことによって教育の機会均等が崩れていくのではないかと。盛んに、大臣、先ほどからの御答弁の中では、この中高一貫によってメリット

【未定稿】

もあるし効果も上げられているので、これによって学習効果、教育水準が上がっていくとおっしゃいますが、今ある従来の小学校も中学校も現場では精いっぱい頑張っています。精いっぱいの中でやっているというのに、中高一貫だとそういう成果が上がるというふうな認識というのは、ちょっと私自身は非常に残念な気がしているということとを申し上げて、まだあと子供への実際のしわ寄せあるいは教職員の膨大な負担というようなことについてお伺いしたかったんですが、次の機会にしたいと思います。

ありがとうございました。